

新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールについて

1 64歳以下の接種（65歳以上は、引き続き対応を行う）

- (1) 接種券 6月14日（月）郵便局引き渡し、6月19日（土）配達完了
- (2) かかりつけ対応 65歳以上の接種に空きが出ている医療機関があることから、6月21日（月）から状況により基礎疾患あり等の接種を開始
- (3) インターネット・コールセンター等

	予約	接種	会場
基礎疾患、高齢等施設従事者、60歳～64歳	6/24（木）～	7/1（木）～	個別・集団
40歳～59歳、児童福祉施設等従事者	7/1（木）～予定	7/8（木）～予定	個別・大規模
16歳～39歳	7/8（木）～予定	7/14（水）～予定	個別・大規模

(4) 接種会場

- ア 指定医療機関 46か所（うち自院患者のみで一般からの予約を取らない医療機関5か所）
- イ 大規模接種会場 第一大久保ビル2階及び3階（7月14日（水）～9月5日（日）、予備日9月11日（土））
- ウ 集団接種会場 保健センター（1回目接種：7月1日（木）、3日午後（土）、4日（日）、2回目接種：7月22日（木・祝）、24日午後（土）、25日（日）。送迎バスを運行）

2 その他

6月24日（木）までに、コールセンター拡大、窓口開設予定。7月1日から、コールセンターに新電話番号を付与し、電話混雑時の自動電話応答サービスを導入

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置による市施設の対応について

【市関連施設】

施設名	対応	備考
[集会施設] 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設※、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	開館中	・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1/2以下 ※前原暫定集会施設は、6月14日から12月末まで貸出中止
小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	開館中	・開館時間＝午前9時～午後9時
はけの森美術館	展示替えのため休館	

【スポーツ関連施設】

施設名	対応	備考
総合体育館	開館中	・開館時間＝午後8時まで ・各施設利用人数制限
栗山公園健康運動センター		
一中クラブハウス・テニスコート	6月21日から開放	・開館時間＝午後8時まで
南中学校テニスコート夜間開放		
上水公園運動施設（グラウンド・テニスコート）	開場中＝午前7時～午後7時	・会議室・談話室人数制限 （概ね1/2以下）
市テニスコート場	開場中＝午前9時～午後7時	

【図書館・公民館 ほか】

施設名	対応	備考
図書館本館	開館中＝午前10時～午後5時 （水金は1階のみ午後8時まで）	・長時間の館内利用はご遠慮願います。
図書館緑分室	開館中＝午前10時～午後5時	・イベント事業は個別対応
図書館東分室・貫井北分室	開館中＝午前9時～午後7時	
西之台会館図書室	開館中＝午前10時～午後5時	
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	開館中	・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1/2以下 ・緑分館の野外調理場は引き続き利用中止
清里山荘	6月21日から開館	
文化財センター	開館中	館内人数制限（概ね1/2以下）
環境楽習館	開館中	
本町・東・貫井南・緑児童館	開館中（東児童館、貫井南児童館の夜間開館日は午後8時まで）	

※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（東京都）に基づく対応とする。

小金井市市民部・環境部・子ども家庭部

小金井市教育委員会生涯学習部

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年6月18日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

(2) 期 間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

- **不要不急の都道府県間の移動の自粛** (法第24条第9項)

- **混雑している場所や時間を避けて行動すること** (法第24条第9項)

- **感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること** (法第24条第9項)

- **飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること**
(法第24条第9項)

- **措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと** (法第31条の6第2項)

- **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛**
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請 (法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) 同 左(法第24条第9項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和

(次頁につづく)

(次頁につづく)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ) (法第31条の6第1項) ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項)
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間短縮を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間短縮の協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)		<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、野球場、 ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場、スポーツ クラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、 記念館、水族館、動物園、 植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (生活必需物資を除く。)(法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等		
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉 クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉 ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）